

白岡ニュータウン自治会ホームページ管理規約

1. 目的

白岡ニュータウン自治会（以下、自治会）と会員との間のタイムリーな情報共有促進を目的としてホームページを開設・運営する。

2. ホームページおよび掲載コンテンツに関する知的財産権

自治会ホームページおよび掲載されているコンテンツ等はすべて自治会が知的財産権を所持する。

3. 管理主体

自治会内に管理・運営主体を置く。

4. 掲載内容

以下の内容について掲載する。

- 1) 白岡ニュータウンおよび自治会の紹介
- 2) 自治会員向け情報提供（回覧・配布物など）
- 3) 自治会各規約
- 4) 自治会役員会等の報告
- 5) 自治会行事等の報告
- 6) 安全・安心に関する告知事項
- 7) ニュータウン内の自主活動紹介
- 8) その他、自治会員に有用な情報

5. 管理・運営方針

自治会ホームページ管理・運営に際して以下の担当者・権限を定める。

1) 自治会ホームページ管理者

白岡ニュータウン自治会会長が務めることとする。副会長はそれを補佐する。

掲載する内容に関して掲載許可・強制削除指示の権限を持つ。

2) 自治会ホームページ運営者

白岡ニュータウン自治会広報部長が務めることとする。副部長はそれを補佐する。

（必要に応じて別途、運営者代理を設定し権限を委譲することも可能）

自治会ホームページ管理者からの指示に基づきコンテンツ掲載・削除の操作権限を持つ。

運営の詳細については別表1「自治会ホームページ掲載に関する運用フロー」に記載する。

6. 禁止事項

- 1) 誹謗中傷や名誉毀損の内容の掲載

- 2) プライバシーを侵害する内容の掲載
- 3) 著作権や法律を犯す内容の掲載
- 4) 子供の教育上害があると判断された内容の掲載
- 5) 防犯上問題があると判断された内容の掲載
- 6) 他人になりすまして情報を送信すること
- 7) その他、プロバイダーが禁止している事項

7. 責任範囲

自治会ホームページ管理者および運営者は自治会ホームページおよび掲載されているコンテンツが安全・円滑に維持・運営され、本規約に規定された目的を果たすよう努めなければならない。

自治会員からの改善意見・要望には誠実に対応することとする。

ただし自治会、自治会ホームページ管理者および運営者の責によらない原因による不都合があった場合には、自治会、自治会ホームページ管理者および運営者の責任範囲外とし、自治会員または自治会員以外に被害が発生した場合についても、その責を負わない。

8. 監査

自治会は自治会ホームページの運用に関する監査をおこなう。監査は自治会監事が四半期ごとにおこない、結果について自治会役員会にて報告する。

セキュリティ対策等、技術的な判断が必要な部分については、別途有識者からの意見を求める場合がある。

9. 個人情報の取り扱いについて

個人情報については白岡ニュータウン自治会「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱いをおこなう。

10. その他

本規約に定めるもののほかは、白岡ニュータウン自治会規則に準ずる。

11. 規約の改定

自治会役員会の承認を得ることにより本規約を改定することができる。

以 上

2008年 4月29日 作成